

令和 8 年度第 2 回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会会議要旨

1 日時

令和 8 年 7 月 29 日（水）午前10時00分～午前11時48分

2 場所

市役所本庁 議会棟 4 階 I・II 会議室

3 出席者

（委員）※敬称略

- ・学識経験者：新川 達郎、鶴坂 貴恵
- ・寝屋川市議会議員：川口 肇人、村上 順一
- ・公募による市民：新井 美賀、北野 義正
- ・寝屋川市職員：吉田 紀章、三宅 章介

8 人

（事務局）

國村次長、泉野係長、宮原、川瀬、坂井

4 次第

- (1) 今後の検証スケジュール
- (2) 条文の検証（第 1 条から）
- (3) その他

5 会議要旨

- (1) 今後の検証スケジュール

<確認した事項>

- ・ 各会議で検証する条文の配分は、第 2 回（今回）は第 1 条から第 15 条、第 3 回は第 16 条から第 27 条の条文の検証を行い、第 4 回、第 5 回で検証結果を提言書に取りまとめる。
- ・ 本委員会からの提言書を提出した後、条例改正が必要な場合は、12 月～1 月頃にパブリック・コメント手続を実施し、令和 9 年 3 月議会に条例改正案を付議する。

※ 事務局から「【資料 1】寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会スケジュール」、「【資料 2】検証委員会後のスケジュール（条例の改正を要する場合）」の概要について説明を行った。

(2) 条文の検証（第1条から）

ア 第1条（目的）

この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

委員の主な意見等

- ・ 制定当時からの経緯を踏まえて本条文は普遍的な内容であると考え
る。

<確認した事項>

現状のままとする。

イ 第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力してともに活動することをいう。

委員の主な意見等

- ・ 行政の検証報告書の検証結果 7 「議決機関」を「議事機関」に変更することについて、「議事機関」とすることで議会の権能を幅広く定義することができることから、本内容については賛同できる。

＜確認した事項＞

令和 5 年度の地方自治法の一部改正により、第 89 条第 1 項において、議事機関としての議会の役割が明確化されたことから、第 2 条第 2 号の「議決機関」を「議事機関」に変更する。

ウ 第 3 条（基本理念）

市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

委員の主な意見等

- ・ 市民が主役であり、市民、議会、行政が協働してまちづくりに取り組むことを基本理念とし定義をしている。これについては、条例制定当初からの考え方を一貫して守っておりどれも重要な要素である。

＜確認した事項＞

現状のままとする。

エ 第 4 条（市民相互の協働）

市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

- 2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

委員の主な意見等

【第 4 条第 1 項】

- ・ 「交流の場等を持ち」の前に「情報交換や地域課題について調整を行う」と追記してはどうか。

- ・ 「交流の場等」がどのような場であるか、逐条解説を読まないで不明のため「交流の場等」を「交流の機会等」と幅広くするのが良いのではないかと。
- ・ 「交流の場」は参加のハードルが高く感じる、「交流の場等を持ち」を「対話を大切にし」と変更してはどうか。
- ・ 逐条解説の文言を用いて「交流と対話の場等」としてはどうか。
- ・ 第2条で「協働」について「市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い」と定義されており、第4条第1項の「相互に尊重し合いながら」は第2条と重複するため削除してはどうか。
- ・ 「相互に尊重し合いながら」について「相互」は本条前段にも「市民相互の協働」とあり、重複するため不要であると考えるが「尊重し合いながら」は残しても良いのではないかと。

【第4条第2項】

- ・ 「市民相互の協働により」を「地域協働により」又は「地域の協働により」に変更してはどうか
- ・ 地域協働協議会は寝屋川市に存在する団体の一つであり、本条例において特定の団体を想起させる文言を用いることは適当ではないのではないかと。

＜確認した事項＞

- ・ 第1項の「交流の場等」については、引き続き検証を行う。
- ・ 第2項については、現状のままとする。

オ 第5条（市民と行政の協働）

市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

委員の主な意見等

- ・ 第4条と同様に「交流の場」が逐条解説を読まないところを指しているのかわからないため、表現を変えた方が良いのではないかな。
- ・ 「交流の場」の後に「等」は必要ではないかな。
- ・ 公的に設定した場でなく、インフォーマルな場として市職員が出向いて対話することもあると思うので「交流の場」の後に「等」がある方が良いのではないかな。
- ・ 第4条第1項における「交流の場等」は、市民同士のコミュニティによる交流があるが、行政と市民となると交流の場として、例えば井戸端会議に行政が入り込んだと仮定して、それを井戸端会議と呼べるかは難しいところであり、第4条と同じ文脈でとらえるのは違うのではないかな。

＜確認した事項＞

「交流の場」について引き続き検証を行う。

カ 第6条（安全・安心の向上）

市民は、自然災害、犯罪、健康危機等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害、犯罪、健康危機等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力、防犯力、健康危機対応力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。

委員の主な意見等

- ・ 逐条解説は条例（条文）の解説を行うものであり、第6条第2項の逐条解説には条文の解説に加えて、行政の取組であるハザードマップ

の作成や防犯カメラの設置などが記載されており、条文の解説に特化した記載とすべきである。

- ・ 本市での取組等は「参考」として記載する方法も考えられる。

＜確認した事項＞

条文は現行のとおりとした上で、逐条解説の記載内容を整理する。

キ 第7条（透明性の確保等）

行政は、市民と情報を共有して透明性を確保しなければならない。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答しなければならない。

3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明しなければならない。

委員の主な意見等

- ・ 「わかりやすく説明しなければならない」について、逐条解説にもあるとおり、説明を行う相手方は市民であることから「市民にわかりやすく説明しなければならない」としてはどうか。
- ・ 上記の意見について、「市民に」を追記することで不都合が生じるかどうか事務局で確認のうえ報告すること。

＜確認した事項＞

第7条第3項に「市民に」を追記するかについては、引き続き検証を行う。

ク 第8条（情報公開）

行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進しなければならない。

委員の主な意見等

- ・ 「情報の公開をしなければならない」ではなく「情報の公開を推進しなければならない」としている理由はあるのか。
- ・ 制定時の議論等において情報の「公開」のみならず「提供」も推進しなければならない、とされたのではないか。
- ・ 「推進」は制定当時の社会情勢のなかでこの文言が用いられてきており、これを改正するとなった場合の説明ができるかという懸念がある。
- ・ 情報は「公開」よりも日々の「提供」が大切ではないか。
- ・ 条文の中で「提供」という言葉を用いると、提供する情報としない情報の違いは何かという議論が生まれ、また「公開」の概念には「提供」も含まれるという認識のもと現状で問題ないのではないか。
- ・ 様々な自治体が色々な媒体を用いて情報提供を行っているがそれでもなかなか行き届かないという現状がある。寝屋川市においても公式アカウントを用いて、一人も取り残さず情報を行き渡らせるという観点では推進が大事であると感じる。

<確認した事項>

現状のままとする。

ケ 第9条（個人情報の保護）

行政は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

意見、質問等なし

コ 第10条（市民活動の尊重等）

行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

意見、質問等なし

サ 第 11 条（市民参画の推進）

行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

- 2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

意見、質問等なし

シ 第 12 条（市民の役割及び責務）

市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

- 2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

意見、質問等なし

ス 第 13 条（議会の役割）

議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。

- 2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

委員の主な意見等

- ・ 議会の検証報告書のとおり、令和 5 年の地方自治法の一部改正により、第 89 条第 1 項において、議事機関としての議会の役割が明確化されたことから、「議事機関として、」を追記することについては賛同できる。

<確認した事項>

第 13 条第 2 項に「議事機関として、」を条文に追記する。

セ 第 14 条（議会の責務）

議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

意見、質問等なし

ソ 第 15 条（市議会議員の役割及び責務）

市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

委員の主な意見等

- ・ 議会の検証報告書のとおり令和 5 年の地方自治法の一部改正により、第 89 条第 3 項において、議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないことが明確化されたことから、「市民の負託に応えるため」を追記することについては賛同できる。
- ・ 身の引き締まる思いであり「市民の負託に応えるため」という文言を入れることに賛成である。

<確認した事項>

「市民の負託に応えるため、」を条文に追記する。

(3) その他

<確認した事項>

次回は 8 月 20 日（木）午前 10 時から、本庁舎 2 階特別会議室 I で開催する。